

しその場合でも、研究目的の許す範囲で安楽死させることが望ましい。

## 5. 記録の作成と保管

実験成績の記録のみならず、実験成績に影響を及ぼす可能性のある、飼育環境の条件等についても記録しておくことが望ましい。それらの記録は必要な期間保管し、必要に応じて実験成績の解析時の参考にする。

## 第7章 危険物質等の取り扱いを含む動物実験

### 1. 放射性物質及び放射線を用いる実験

放射性物質授与や放射性照射に当たっては、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等の関連法規に従う。

### 2. 感染実験

動物実験の場において病原体を取り扱う場合には、単に人の安全に努めるだけでなく、動物間の感染を防除し、実験成績の混乱を防ぐことも考慮すべきである。

病原体の取扱いは、法規によるもののほか、実験者、あるいはその所属する機関の自主規制によってなされる感染防止対策は隔離と滅菌消毒の励行につきるが、その程度は使用する病原体の病原性の強弱によって異なる。

### 3. その他の危険物質についての実験

薬物の発癌性試験、変異原性試験等の危険な物質、又は安全制が確認されていない物質を用いる動物実験に関しても、各機関で自主規制されることが望ましい。なお、実験に用いる物質の種類、量、濃度によっては、「毒物劇物取扱い法」、「消防法」、「水質汚濁防止法」等の適用を受けることがある。

危険物質による汚染防止の基本は、物質の封じ込め（隔離と除去）であるから、隔離動物室やアイソレータの利用、動物の排泄物の適切な処置等に努めるべきである。なお、動物に接するときのマスク、手袋等の着用も忘れてはならない。

## 第8章 管理委員会の設置

動物実験を実施している試験研究機関及び病院等においては、それぞれの責任において、円滑かつ適正な動物実験ガイドライン実施のための管理委員会を設ける。

11-32

総学庶第1507号 昭和55年11月6日

内閣総理大臣 鈴木 善 幸 殿

日本学術会議会長 伏見 康 治

写送付先：法務大臣，外務大臣，大蔵大臣，文部大臣，厚生大臣，農林水産大臣，運輸大臣，労働大臣，建設大臣，総理府総務長官，行政管理庁長官，科学技術庁長官，国際協力事業団総裁，海外経済協力基金総裁，国際交流基金理事長，日本学術振興会会長，日本私学振興財団理事長，（財）日本国際教育協会会長，（財）海外技術者研修協会会長，

(財)アジア学生文化協会理事長, 国際連  
合大学長, (財)国際学友会会長

「発展途上国からの留学生を対象とする情報センター」の設置について(勧告)  
標記について, 日本学術会議第80回総会の議決に基づき, 下記のとおり勧告します。

#### 記

近年, 発展途上国からの留学の希望は増加の傾向にあり, これに対しての諸対応に迫られることが多い。留学生の受入れ, 居住, 言語等の問題もあるが, 特に留学生側と受入れ側双方における情報不足のゆえに, 不測のそごを来たし, 留学生が失意のうちに帰国することもまれではない。

発展途上国に対する一層の協力を進めるため, 少なくともこうした誤解や理解の不足を解消することは, 今後留学生を受入れるための欠くべからざる前提条件である。

ここに提案する「発展途上国からの留学生を対象とする情報センター」(以下「留学生情報センター」という。)は, その問題を解消する手段として, 既存関係諸機関との連絡調整を密にしつつ, 早急に計画されることが必要であると考える。

この「留学生情報センター」においては, 下記の諸事項に対処することが望ましい。

(1) 留学生を送り出す側の国々について, 現地における各種の情報を確保し, 我が国の関係機関, 関係者に提供する。

そのため, 受入れ担当者あるいは教官等の現地視察, 一定の調査等を行う。

また, 我が国内の情報については, 留学生出身国の関係機関に常時提供しうるような体制を作る。

(2) 留学生を受入れている我が国の国, 公, 私立大学, その他教育機関並びに学術研究機関等の協力を得て, 教育制度, 教育内容, 奨学金, 生活面, 保健医療, 留学後の世話等についての実情と問題点をできるだけ広範に, かつ速やかに把握する。

(3) 留学生の受入れに関し, 個別の留学希望者の問い合わせに対しては, 個別に相談を受けるカウンセラー的機能を持つ。

(4) 海外情報については, 可能な限り現地の直接の情報を正確かつ迅速に入手する方途を講ずる。

(5) 以上の諸機能を達成するためには, 「留学生情報センター」は一定の調査機構を持ち, その成果を可及的速やかに, かつ有効に伝達しうるような広報機能をもつものとする。

以上の機能を有する「留学生情報センター」は, その機能を十分に発揮するため, 将来相当の人員と予算を確保することが必要となるであろう。

「留学生情報センター」の内容については, 日本学術会議が長期間検討を続けてきたが, 今後も検討を継続する予定なので, 将来この実現に際しては, 日本学術会議と十分連絡をとられたい。

#### 説 明

日本への留学生の受入れは, 発展途上諸国のみ限定されているわけではない。しかし, 実際

上は発展途上諸国、ことにアジア諸国からの受入れが多く、その意味で発展途上国との関係が重視される。

ところで、我が国の制度上留学生というのは、日本の大学（短期大学を含む）において教育を受ける目的をもって入国し、大学に入学した外国人学生をいう。すなわち、出入国管理令の第4条第1項の6に定める「本邦の学術研究機関又は教育機関において特定の研究を行い、又は教育を受けようとする者」という在留資格を持つ者に限り留学生と呼ばれる。留学の問題を考える時、一般の関心がここに集まるのはそのためである。

大学以外の教育機関すなわち各種日本語学校、高等専門学校、各種専修学校等に学ぶ外国人学生は、制度上留学生とは呼ばれていない。発展途上国の人材を我が国の教育制度に受入れて、その養成のための協力をするという意味では、留学生の受入れと解することができる。しかも、これら各種学校への入学者は東南アジアからを中心に激増しつつある。制度上の留学生以外の“留学生”については、実態も不明の部分が多い。

さらに、制度上の留学生の中でも、研究レベルの留学生と学部レベルの留学生では、その来日、勉学の目的等持っている問題はかなり異なる。また、国費留学生と私費留学生については、日本政府の扱いが全く異なり、そこから生ずる問題も複雑である。現在私費留学生は、国費留学生のほぼ4倍である。私費留学生の約3分の2は学部レベルの留学生であるが、国費留学生は研究レベルに絞られつつある。発展途上国からの留学生の比率は、私費留学生の場合に特に高い。

以上のように日本への留学生の受入れのレベル、性格は様々であり、留学生の問題ことに発展途上国からの留学生受入れ問題を検討するには、国費留学生、またその中の研究レベルの留学生の問題の検討をするだけでは足りないことが明らかである。その場合には、相対的に各レベルの留学生に共通な問題を、それから一応区別された各レベルに特有な問題との検討が必要になる。

しかし、我が国では、国費留学生については政府の施策が行き届いているが、すべてのレベル・種類の留学生の受入れ、世話、情報の提供等を一元的に扱う機関は存在しない。したがって、留学生全体の問題を把握するシステムそのものが存在しない。我々は理想的には British Council のような一元的な機関の設立が望ましいと考える。しかし、望ましいからといって、直ちにそのようなものの設立を提起することは、必ずしも現実的ではない。現在提案している発展途上国からの留学生を対象とする「留学生情報センター」は、それが設立されれば複雑な留学生問題全体の解明と改善の拠点となりうるであろう。同センターの直接的目的は情報の収集と配布にあるが、このセンターはすべてのレベル・種類の留学生の問題を対象にし、望ましい方向への一步となるものと確信する。しかも留学生に関する情報センターの設置は、既に各方面から強く要望されており、文部省でも日本国際教育協会に留学情報センターを設置した。これは、我々の提案するセンターとは性質がかなり異なるが、情報センター設置の急務なることを裏付けており、この日本国際教育協会内のセンターとは、新しいセンター具体化の過程で十分な調整を行うべきである。

なお、「留学生情報センター」は、発展途上国以外の留学生とのかかわりあいも当然生じようが、海外活動を始め、具体的な活動の対象は、発展途上国との交流協力を置かれる。

日本学術会議としては、情報センター設立の推進と並行して、今後引き続きすべてのレベルの留学生の問題の検討を継続し、しかるべき提言を行えるよう努力するつもりである。

なお、発展途上国学術協会問題特別委員会で考慮したことのある情報センターの内容を、参考までに以下に付記する。

(参考資料)

### 「発展途上国留学生情報センター(仮称)」

#### 1. 留学生情報センター構想の大綱

- (1) このセンターは、留学希望者、留学生出身国へ、我が国の留学生受入れに関連する情報を提供し、我が国の関係機関、関係者に現地の情報を提供することを目的とする。
- (2) ここで取扱う情報は、国費、私費留学生を始め各種レベルの留学生に関係したものである。
- (3) 本会議の第42回総会勧告の中にある「受入れ担当者及び教官の現地視察及び研究」の趣旨をいかに。
- (4) 留学生に対する業務担当者が社会的に高い評価を受け、魅力ある職場となるよう配慮する。
- (5) 政治の動向には左右されないこと。

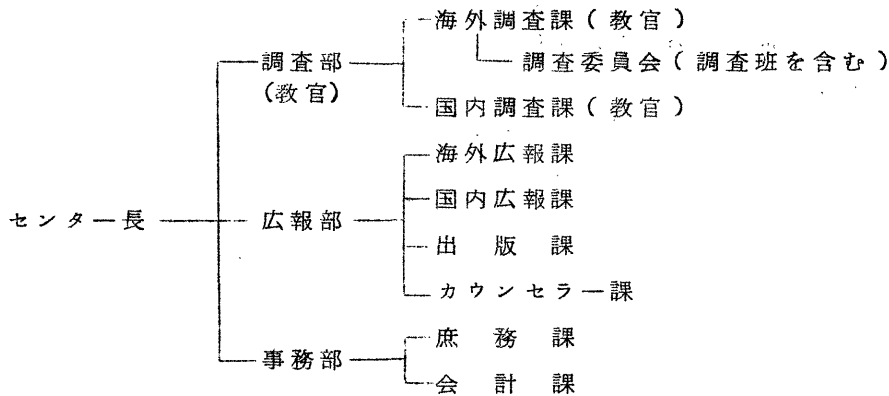
#### 2. 設置形態及び規模

- (1) 本センターは、特殊法人とする。
- (2) 規模は、3部8課より成るものとする。

#### 3. 事業内容の概要

- (1) 留学生出身国である、各発展途上国の文部省、主要高等教育機関に対して、実際に訪問し、また面接調査等を行って、その国の教育制度、内容程度等についての情報を収集する。
- (2) 外国留学生を受入れている、我が国の国、公、私立大学並びに学術研究機関等の協力を得て、制度、教育内容、生活面等について、その実状と問題点についての情報を収集する。
- (3) 留学生出身国で得られた情報は、国内の関係機関に、また国内の情報は、留学生出身国の関係機関に、常時あるいは求めに応じて提供する。
- (4) 上記の情報の提供は、その大綱については、出版による。その際、提供される情報は、正確であり、豊富であり、かつ常に最新なものでなければならない。
- (5) 留学生各個人の希望、能力等はいろいろである。このような留学生の個々の必要に応じた情報は、上述の出版物のみによって、これを与えることは不可能である。そこで、海外からの問い合わせに対して、その都度、文書による回答を迅速、かつ適切に行う必要がある。

#### 4. 組織機構



#### 5. 各部の事業内容

##### (1) 調査部

###### A 海外調査課

文部省、学識経験者、大学の留学生担当者等を含めた、調査委員会を組織し、調査項目を検討、決定する。

次に、留学生出身国別に、調査委員を含む数名より成る調査班を、かなりの期間にわたって派遣し、上記調査項目について現地で調査する。

調査班派遣先国は、留学生数に応じて、韓国、台湾、タイ、インドネシア、マレーシア、香港、シンガポール、フィリピン、ベトナムの東南アジア諸国及び中国より始めて、順次他の諸地域に及ぶものとする。

調査班の派遣は一回で終るのではなく、状況の変化を把握するために、隔年程度には再調査するものとする。

調査班は、必要に応じて、現地において留学生選考について援助する。なお、可能ならば主要な国に常駐員を置き、情報の連絡の拠点とする。

###### B 国内調査課

国内の各大学並びに学術研究機関より、留学生受入れに関連する制度、教育、研究内容、生活面等についての情報を収集すると共に、更に留学生の実態についても調査し、留学生白書の作製を目指す。

##### (2) 広報部

###### A 海外広報課

国内の各種情報を種々の手段で、各国の在外公館、大学等に提供する（参考：Student Guide to Japan, Life and Study in Japan, The Foreign Student in Germany）。

また、求めに応じて、より詳細な情報を提供する。

B 国内広報課

留学生出身国の情報を、国内の関係機関に提供する。そのためには、月刊誌等で常に情報を流すと共に、求めに応じてより詳細な情報を提供する。

C 出版課

調査部で実施した調査結果に基づいて、各種出版を行う（参考：IIE Publications for Foreign Students and Advisers）。

D カウンセラー課

海外から及び国内での留学生の問い合わせに対して、個別に文書あるいは口頭で回答する。

ちなみに、日本国際教育協会に寄せられている海外からの問い合わせは、近年増加の傾向にある。

（参考：在日フルブライト委員会への問い合わせは、年間3万～4万件に達している。）

(3) 事務部

庶務及び会計の業務を行う。

1.1—3.3

総学庶第1514号 昭和55年11月6日

内閣総理大臣 鈴木善幸 殿

日本学術会議会長 伏見康治

（写送付先：大蔵大臣，文部大臣，行政管理庁長官，  
科学技術庁長官）

隕石科学及び隕石による宇宙科学研究の振興について（勸告）

標記について、日本学術会議第80回総会の議決に基づき、下記のとおり勸告します。

記

日本学術会議は、かねてから、国際地球化学・宇宙化学協会（IAGC）に加盟し、我が国における地球化学・宇宙化学研究の振興をはかってきた。また、他方では、南極観測の国際協力事業に当初より参加し、極地研究の振興に努めてきた。

これら極地研究の進展に伴い、その成果の一つとして、我が国の調査地域内に異常な程多数の南極隕石（やまと隕石）が発見回収され国際学界に多大の反響を呼び起してきている。とくに、これらの資料は隕石科学の研究、隕石による宇宙科学研究に対して大きな貢献が期待されている。そのため、この際、我が国が、これらの資料の保存・管理体制を確立し、他に先がけて国際協力研究に貢献することは極めて大きな意義を有するものとする。

したがって、政府は共同研究実施のために「南極隕石研究センター（仮称）」を設立し、ついで、「隕石科学研究センター（仮称）」を設立されたい。併せて、広く隕石による宇宙科学研究・教育を充実するための格段の措置を講ぜられたい。